

最近、中小企業経営者の高齢化や後継者不足による事業承継等に関する相談や不安の声が多く聞かれるようになり、とても身近な問題となっています。

先代や現経営者が築き上げた事業が失われてしまうのはとても残念であり、廃業となれば取引先や従業員など周囲への影響も発生してしまいます。経営者の培ってきたノウハウや経営事項を承継するには時間が必要であり、事業承継には贈与税も関係してくるので、相談や事前準備など、早めに対応することがとても重要になってきます。

そこで今回は、「事業承継税制（贈与）」の概要を紹介いたします。

事業承継税制とは？

事業承継税制とは、事業活動の継続とスムーズな事業継承の支援を目的とし、**一定の要件**を満たした場合に贈与税の**納税の猶予**及び**免除**等が受けられる制度です。経営者からの贈与により取得した自社株式の一定部分について、贈与税の納税が猶予されます。本税制の対象となる自社株式は、発行済株式総数の3分の2までです。

手続の流れ・要件

納税猶予を受けるには、①都道府県の認定（平成29年4月1日～）、②税務署への申告が必要です。

【会社の主な認定要件】

- ・ 中小企業者であること。（右表）
- ・ 上場会社、風俗営業会社でないこと。
- ・ 従業員が1人以上であること。
- ・ 資産保有型会社等に該当しないこと。

| 業種目 | 資本金 | 従業員数 |
|---|-----------|--------|
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| サービス業のうちソフトウェア業又はサービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| サービス業のうち旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

[引用元：中小企業庁ホームページ]

また、納税猶予を継続していくためには「**事業継続要件**」を満たす必要があります。

【主な事業継続要件】

- ・ 後継者が会社の代表者であること。
- ・ 雇用**の8割以上を5年間平均で維持**。※
- ・ 後継者が筆頭株主であること。
- ・ 上場会社、風俗営業会社ではないこと。
- ・ 猶予対象株式を継続保有していること。
- ・ 資産保有型会社等に該当しないこと。

※平成29年の改正により、対象となるのは平成29年1月以降のものです。